

平成27年3月24日

平成26年度 発注者責任を果たすための今後の  
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第3回)

# 発注関係事務の運用に関する指針について

---

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

- ・ 国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・ 運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

( 地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出  
建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出 )

平成26年9月16日 発注者懇談会(平成26年度第1回)開催 運用指針(骨子イメージ案)について審議

- ・ 運用指針(骨子案)について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

( 地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出  
建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出 )

運用指針案について、発注者懇談会委員に意見照会

平成27年1月30日 品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・ 運用指針の内容について周知徹底
  - 説明会の開催
  - 相談窓口の開設

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

# 運用指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「その他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の支援</li> <li>発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用</li> </ul>
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文の理解・活用の促進</li> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説</li> <li>取組事項について実務面での参考となる事項</li> </ul>
その他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項</li> </ul>

# 運用指針「指針本文」の構成 (1/2)

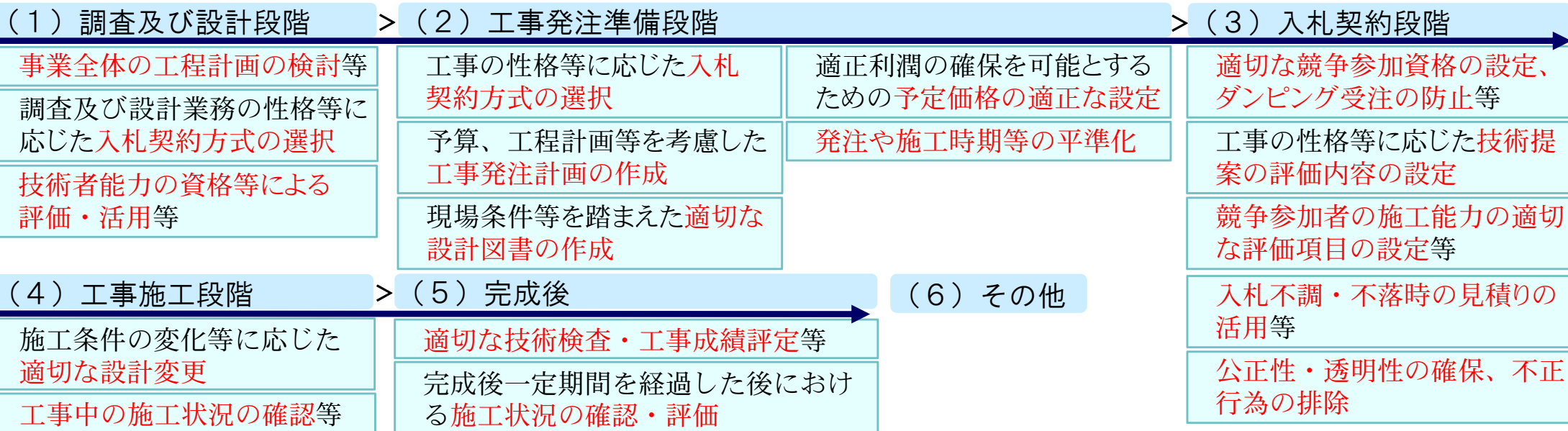
## I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
  - 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの<sup>(※)</sup>。
  - また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。
- (※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

## II. 発注関係事務の適切な実施について

### 1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



### 2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 発注体制の整備等 | (2) 発注者間の連携強化     |
| 発注者自らの体制の整備  | 工事成績データの共有化・相互活用等 |
| 外部からの支援体制の活用 | 発注者間の連携体制の構築      |

# 運用指針「指針本文」の構成 (2/2)

## Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせて適用**するよう努める。

### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
概要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式 など			段階的選抜方式 など	単価・数量精算契約方式 など

### 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式 など

## Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。



## 必ず実施すべき事項

### 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

### 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

### 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

## 実施に努める事項

### 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

### 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

### 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 運用指針「解説資料」について(1/2)

## 記載例① 運用指針の解説

○見開き左ページの最上段に「指針本文」を原文のまま記載。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説。

運用指針の解説  
II. 発注関係事務の適切な実施について  
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

### 【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)  
＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞  
工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。  
施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。  
また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。  
災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。  
また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

### 【解説】

#### ○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認

予算決算及び会計令第78条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。  
国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

#### 【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

(1) 企業・技術者の能力等

##### ○同種工事の施工実績

- 過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- 工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

- 配置予定技術者のうち、当該工事の経験が乏しい者（以下「経験不足者」とする。）のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。
  - 地理的条件
  - 要件として設定する場合、競争性を確保する。
  - 資格
  - 要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
  - 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- 出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月国土交通省）

#### ○施工実績の要件を緩和

競争参加資格の設定に当たっては、多様な企業が競争に参加できるよう、施工実績の要件を緩和することも考えられる。  
国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

#### 【施工実績の要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】

今回施工する工事概要 (主たる工事内容)	＜競争参加資格要件＞ 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績(緩和対象)	＜総合評価における評価項目＞ 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例1 道路改良工事 (掘削80,000m <sup>3</sup> )	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績 ↓ (緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の土量が80,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m <sup>3</sup> )	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績 ↓ (緩和) 路体(築堤)盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が53,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の施工実績 ↓ (緩和) 鉄筋コンクリートの施工実績	
例4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋 ↓ (緩和) コンクリート工事	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、当該事例はあくまで参考とする。  
出典）「近畿ブロック発注者協議会」（第7回）

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、参考となる法令等、参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載。

#### (参考法令等)

- 「予算決算及び会計令」第78条（契約）
  - 「地方自治法施行令」第167条の5の2
- (参考資料)

- 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月国土交通省）

## 記載例②

## 巻末資料(関係法令)

## I. 関係法令

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律  
(平成17年法律第18号;平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
(平成19年8月26日閣議決定;平成26年9月30日最終変更)
- 発注関係事務の運用に関する指針  
(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(平成12年法律第127号;平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針  
(平成13年3月9日閣議決定;平成26年9月30日最終変更)

## 記載例②

## 巻末資料(参考資料一覧)

## II. 参考資料一覧

※ 参考資料のデータについては、国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手できます

(URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>)

## II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施
  - (1) 調査及び設計段階

資料名	日付	所管省庁等
プロジェクトマネジメントの手引き	平成21年9月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成21年3月 (最終:平成27年1月)	国土交通省
設計業務等標準積算基準書	平成14年3月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
官庁施設の設計業務等積算基準	平成17年6月 (最終:平成21年4月)	国土交通省

○国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手可能。

○参考となる法令等、要領、基準、ガイドライン等を発注関係事務の内容ごとに構成し掲載。

○国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手可能。

○参考となる法令等、要領、基準、ガイドライン等を発注関係事務の内容ごとに構成し掲載。



# 運用指針に関するホームページの開設

(技術調査課 トップ画面)



○ 技術調査課トップ画面からアクセスが可能。

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>

○ 「解説資料」では、参考となる法令や要領、ガイドライン等の参考資料の該当部分の抜粋と出典を記載。あわせて、巻末資料に参考資料の一覧をまとめている。

○ 運用指針に関するホームページにおいては、巻末資料に掲載されている参考資料の原文データにアクセスすることが可能。実務担当者の参考となる情報を提供中。

○ 掲載している基準等の改訂等があった場合も、機動的に対応。

(「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページ トップ画面)



運用指針「解説資料」の巻末資料(参考資料)の原文を公表

資料名	日付	所管官庁等
プロジェクトマネジメントの手引書 (第1編 基礎編) (第2編 導入準備編) (第3編 運用実践編)	平成21年9月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合併用併売方式の運用ガイドライン	平成21年3月 (最終:平成27年1月)	国土交通省
設計業務等標準仕様書	平成4年3月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
官庁施設の設計業務等仕様書	平成7年6月 (最終:平成21年4月)	国土交通省
予算決算及び会計内部統制の基準の取扱いについて	平成6年6月 (最終:平成25年10月)	国土交通省
条件型契約ガイドライン(第1編) (土木設計)	平成26年9月	国土交通省
建築士法(昭和55年法律第202号)第25条の規定に基づき、建築士事務所の新設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準	平成21年1月 (最終:平成21年6月)	国土交通省
公共土木設計業務標準契約約款	平成7年5月 (最終:平成23年1月)	国土交通省

# 各都道府県単位での説明会の開催

- 品確法の理念を現場で実現されるためには、その基本理念が現場に根付くことが重要
- 国はもとより、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が運用指針に則って、発注関係事務を行い、適切に発注者の責務を果たすことが必要

運用指針の内容の周知徹底を図るため

## 全市町村に参加を募った説明会を各都道府県で開催



写真 埼玉県での説明会場の様子（2月10日）

### 説明の内容

#### 1. 運用指針の策定経緯

- (1) 品確法改正の概要
- (2) 品確法基本方針改正の概要
- (3) 意見聴取及び調整の経緯

#### 2. 運用指針の構成

- (1) 運用指針の全体構成
- (2) 「指針本文」の構成
- (3) 「指針本文」の各ページの記載例
- (4) 「解説資料」の構成
- (5) 「解説資料」の各ページの記載例

#### 3. 運用指針の主なポイント

- (1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」
- (2) 「担い手の育成・確保のための取組」と  
「発注者の体制整備等に向けた取組」
- (3) 品確法第7条(発注者責務)に規定されている事項に関連する文章

#### 4. 具体的な取組事例

- (1) 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の一層の活用)
- (2) 「地域発注者協議会」の体制強化
- (3) 公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて
- (4) 地方公共団体におけるダンピング対策
- (5) 公共工事の発注・施工時期の「平準化」について(都道府県への調査)

### 各地方ブロックの開催状況

ブロック	開催期間	開催回数
北海道	3月3日～3月27日	計10回 (振興局単位でも開催)
東北	2月5日～2月24日	計6回
関東	2月10日～3月20日	計9回
北陸	2月18日～3月6日	計3回
中部	2月5日～2月19日	計4回
近畿	2月16日～3月17日	計7回
中国	2月2日～2月13日	計5回
四国	2月2日～2月12日	計4回
九州	2月2日～3月19日	計7回
沖縄	2月17日	計1回

# 運用指針の本格運用に向けた 地方公共団体との連携・支援の取り組み

---

## 『地域発注者協議会』の体制強化

- 運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化が必要

### ➡ 地域発注者協議会の体制の強化（構成員の役職格上げ等）

- 運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築が必要

### ➡ 地域発注者協議会のもとに都道府県毎の協議会を設置

#### ■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成

#### <北陸ブロックの取組>

- ・北陸ブロックの地域発注者協議会では、自治体トップを通じて、発注者の意識の共有化を図り、発注者責任を果たす実効ある組織として体制を強化
- ・協議会の役割を各施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し

#### ・協議会の構成員の役職の格上げ

県 : 「部長」 → 「副知事」  
市(町村) : 「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」

#### ・規約改正による協議会の役割の見直し

施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

#### ■ 都道府県毎の協議会の設置について

- 支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、地域発注者協議会のもとに各都道府県毎の協議会を設置
- 地方整備局、都道府県、全ての市町村等から構成

#### <中部ブロックの取組>

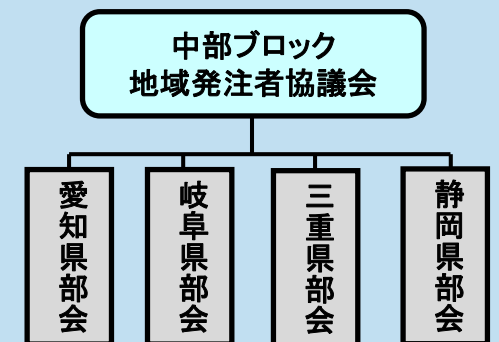
- ・中部ブロックの地域発注者協議会では、地域発注者協議会のもとに各県部会を設置

規約  
(H26.10改正部分 抜粋)

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

【体制イメージ】

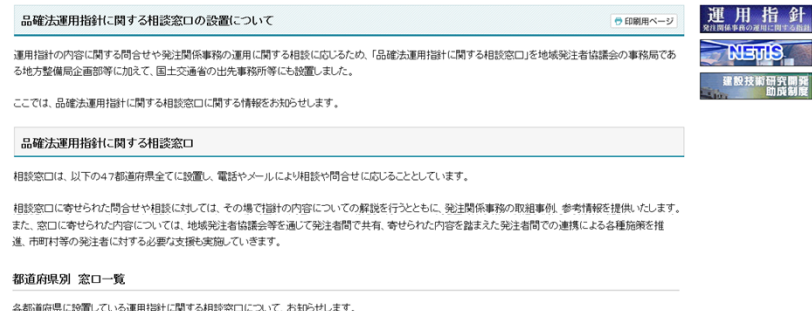




## 品確法運用指針に関する相談窓口の設置について

- 本年4月からの運用指針に基づく発注関係事務の本格運用に向けて、運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため、相談窓口を各地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の出先事務所等にも設置。
- 窓口は全ての都道府県に設置、国土交通本省HPに掲載 (URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>)

(国土交通省HP 品確法運用指針に関する相談窓口のページ トップ画面)



品確法運用指針に関する相談窓口の設置について

運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため、「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の出先事務所等にも設置しました。

ここでは、品確法運用指針に関する相談窓口に関する情報をお知らせします。

品確法運用指針に関する相談窓口

相談窓口は、以下の47都道府県全てに設置し、電話やメールにより相談や問合せに応じることとしています。

相談窓口へ寄せられた問合せや相談に対しては、その場で指針の内容についての解説を行うとともに、発注関係事務の取組事例、参考情報を提供いたします。また、窓口へ寄せられた内容については、地域発注者協議会等を通じて発注者間で共有、寄せられた内容を踏まえた発注者間での連携による各種施策を推進、市町村等の発注者に対する必要な支援も実施していきます。

都道府県別 窓口一覧

各都道府県に設置している運用指針に関する相談窓口について、お知らせします。

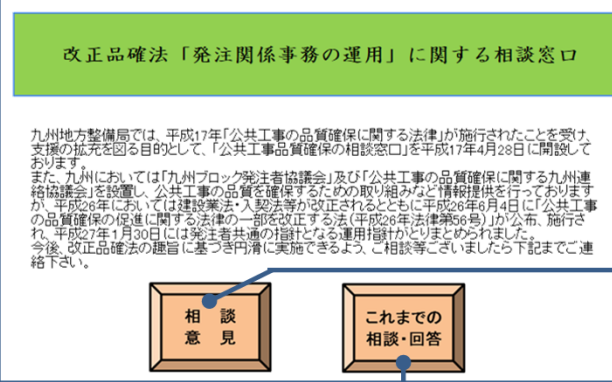
地整	都道府県	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス		
北海道 開発局	北海道	事業振興部 工事管理課	F060-6511 札幌市中央区北6条西2	工事評価管理官	011-709-2311	-	hinkaku@hid.mlit.go.jp		
		札幌開発建設部	F060-6506 札幌市中央区北2条西19	技術管理官 技術企画課長	011-611-0111	-	hinkaku-sp@hid.mlit.go.jp		
		函館開発建設部	F040-6501 函館市大川町1-27	技術管理官 技術管理課長	0138-42-7685	-	hinkaku-hid@hid.mlit.go.jp		
		小樽開発建設部	F047-6505 小樽市東町1-15-5	技術管理官 技術管理課長	0134-23-8305	-	hinkakurot@hid.mlit.go.jp		
		旭川開発建設部	F09-6513 旭川市南1条3-3-15	技術管理官 技術管理課長	0166-32-3893	-	hinkakurae@hid.mlit.go.jp		
		室蘭開発建設部	F01-6524 室蘭市入江町1-14	技術管理官 技術管理課長	0143-22-9171	-	hinkakurm@hid.mlit.go.jp		
		釧路開発建設部	F085-6511 釧路市南1-0-9	技術管理官 技術管理課長	0154-24-7000	-	hinkakurid@hid.mlit.go.jp		
		帯広開発建設部	F080-6505 帯広市南4条南8	技術管理官 技術管理課長	0155-24-4121	-	hinkaku-ob@hid.mlit.go.jp		
		網走開発建設部	F093-6544 網走市南町2-6-1	技術管理官 技術管理課長	0152-44-6171	-	hinkaku-ak@hid.mlit.go.jp		
		留萌開発建設部	F077-6511 留萌市南1-68	技術管理官 技術管理課長	0164-42-2312	-	hinkaku-m@hid.mlit.go.jp		
		稚内開発建設部	F087-6507 稚内市南広5-6-1	技術管理官 技術管理課長	0162-33-1000	-	hinkaku-wk@hid.mlit.go.jp		
		青森県	青森県	企画部 技術管理課	F080-6502 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	課長補佐 工事品質確保係	022-225-2171	022-211-5318	
				青森河川国庫事務所	F080-6522 青森市中央三丁目20-38	事業対策官	017-734-4521	017-722-8581	
				高瀬川河川事務所	F029-1105 八戸市富田3-7-10	事務所長(技)	0178-28-7135	0178-20-4738	
津軽ダム工事事務所	F039-1411 津軽総合庁舎目屋社大字田代字野田57			事務所長(技)	0172-85-3005	0172-85-3008			
岩手県	岩手県	岩手河川国庫事務所	F059-1411 盛岡市北田丁目2-2	工事品質管理官	019-624-3131	019-624-3139			
		三陸国庫事務所	F027-0209 宮古市磯の114-1	事務所長(技)	0193-62-1711	0193-71-1734			
		南三陸国庫事務所	F028-0801 釜石市鶴巻尾崎町3地割1-4	事務所長(技)	0193-28-4731	0193-29-1643			

全47都道府県において電話やメールにより相談や問合せに応じる窓口の連絡先を掲載

### ＜九州ブロックの取組＞

- ・ 各県ブロック（7県）に国及び県の担当窓口を設置
- ・ 相談・回答の履歴を公表し、情報共有を図る

(九州地方整備局HP 相談窓口 トップ画面)



改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、支援の拡充を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月28日に開設しております。

また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」を設置し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っておりますが、平成26年においては建設業法・入契法等が改正されるとともに平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法(平成26年法律第56号)」が公布、施行され、平成27年1月30日には発注者共済の指針となる運用指針がとりまとめられました。

今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。

相談意見

これまでの相談・回答

(九州地方整備局HP 相談・回答の履歴)

『これまでの相談・回答』一覧表

NO	項目	回答年月日
1	<a href="#">平成27年4月1日以降から契約する建設工事の施工体制整備作成について</a>	H27.2.9

(九州地方整備局HP 相談意見記入フォーマット)

「相談意見」

※半角カナ文字は正しく送信されない場合がありますので、ご使用に当たって下さい。

- 所属等  
例)〇〇市役所 〇〇課
- お名前  
例)九州 太郎
- お電話番号  
例)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(半角で入力して下さい。)
- メールアドレス  
例)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(半角で入力して下さい。)
- 相談で記入欄
- 送信先選択  
 整備局  福岡  佐賀  長崎  熊本  大分  宮崎  鹿児島

送信 クリア

※1回だけ押して下さい。

(URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/unyousisin.html>)



# その他の地方公共団体支援の取り組み

---

## 研修・講習会の実施

### ○ 市町村向け講習会の実施

- ◆運用指針の位置付け、発注者責務、発注関係事務への反映等の具体的な事務内容の講習会を継続的に実施
- ◆定期的なフォローアップ、講習会も実施

### ○ 発注関係事務の各段階での研修・講習会の実施

- ◆新任工事監督員研修の実施
  - ・監督業務と検査業務の基礎を習得するために、新たに工事監督員となった職員を対象に研修を実施
- ◆検査適任者研修の実施
  - ・工事検査の適正な実施と統一性を図るべく、工事検査職員養成のための研修を実施
  - ・発注者として工事完成後の確認・評価を適切に実施することにより、公共工事の品質を確保
- ◆工事検査への臨場立会の実施
  - ・検査技術習得のために、直轄工事の検査に地方自治体職員の臨場立会を実施

### <近畿ブロックの取組>

#### 発注者協議会主催で市町村職員向け講習会を開催

**主 旨** 平成23年度より公共工事の品質確保向上を目的とし、地方自治体の職員を対象に講習会を開催  
平成26年度は「品質確保向上に向けた講習会」を開催

#### プログラム（平成26年度9月期）

- (1) 公共工事の品質確保（品確法の改正等）について
- (2) 近畿地方整備局における品質確保対策の取り組みについて
- (3) 総合評価落札方式に関する評価方法等について
- (4) 自治体における総合評価落札方式等の取り組みについて
- (5) 品質確保および総合評価落札方式に関する意見交換会

**参加者** 府県政令市担当者 19名（9機関）  
市町村担当者 69名（54機関）

### 講習会アンケート結果

#### ① 講習会への要望

- ・実務的・具体的な内容等、テーマをしばった講習会
- ・自治体規模にあった講習会
- ・改正品確法に関する「運用指針」策定後の実務的な講習会

#### ② 意見交換会で討議したい項目（複数回答）

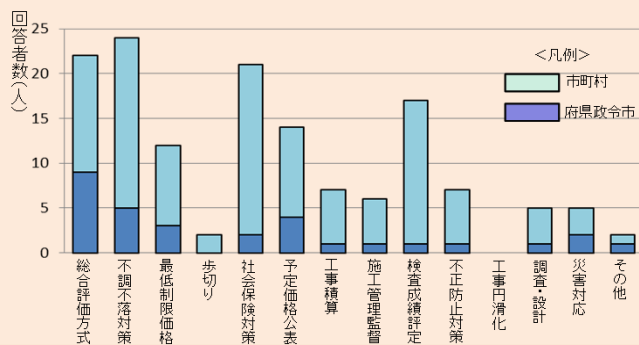


写真 近畿地整での講習会の様子  
(平成26年9月16日)



## 国の職員の活用(委員委嘱、講師派遣)

### ○ 総合評価審査委員として国の職員を派遣

- ◆ 本局、事務所の技術職員が地方自治体の総合評価審査委員会の第三者委員として、自治体の総合評価落札方式への取り組みを支援

### ○ 地方自治体が実施する勉強会等への講師派遣

- ◆ 国の総合評価落札方式への取り組みを紹介
- ◆ 総合評価落札方式等の入札契約に関する問い合わせ対応



勉強会への講師派遣 (イメージ)

### <関東ブロックの取組>

自治体からの依頼に基づき講演会に担当職員を派遣

講演は「直轄工事」における実例を取り入れながら実施

平成25年度：5機関（約240名）

No.	実施日	講演名	講演者	団体名	人数
1	H25.7.30	工事安全対策	企画部	神奈川県企業庁	60
2	H25.10.7	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況	企画部	神奈川県座間市	50
3	H25.9.11	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況 営繕工事の監督と検査について	企画部 事務所	長野県会計局	50
4	H25.11.19	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況 建設工事の事故防止について	企画部 事務所	千葉県千葉市	50
5	H26.3.12	工事安全対策	企画部	東京都水道局	30

平成26年度：6機関（約340名）

No.	実施日	講演名	講演者	団体名	人数
1	H26.6.18	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況	企画部	神奈川県企業庁	130
2	H26.7.14	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況 土木積算について	企画部	千葉県松戸市	20
3	H26.7.30	工事安全対策	企画部	神奈川県企業庁	50
4	H26.8.26	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況	企画部	神奈川県横浜市	50
5	H26.8.29	公共工事の監督・検査・成績評定の実施状況 土木積算について	企画部	埼玉県越谷県土 整備事務所	20
6	H26.11.18	工事安全対策	企画部	千葉県千葉市	70

### <近畿ブロックの取組>

地方公共団体が開催する総合評価委員会に整備局職員が委員として出席

技術提案項目内容、技術提案評価等を実施

平成26年度 総合評価委員会への近畿地方整備局職員の派遣状況

府県	政令市	市町村
福井県【福井河川国道】		福井市【福井河川国道】 勝山市【九頭竜川ダム統管】
滋賀県 【営繕部、琵琶湖河川、滋賀国道】		
京都府【京都国道】		宇治市【京都国道】 亀岡市【京都国道】 木津川市【京都国道】 城陽市【京都国道】 舞鶴市【福知山河川国道】 京丹波市【福知山河川国道】
	大阪市水道局【大阪国道】 堺市【営繕部、大和川河川】	高槻市【大阪国道】 泉大津市【大阪国道】 柏原市【大和川河川】 交野市【浪速国道】
	神戸市【兵庫国道】	芦屋市【兵庫国道】 姫路市【姫路河川国道】 赤穂市【姫路河川国道】
奈良県 【大和河川、奈良国道、京都営繕】		
和歌山県 【和歌山河川国道、紀南河川国道】		
<b>5府県【10事務所】</b>	<b>3政令市【4事務所】</b>	<b>15市【15事務所】</b>

## 外部からの支援体制の活用

### <中部ブロックの取組> 発注者支援体制の確立

#### 『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

##### ○評価制度の目的

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者(発注者支援機関)を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立。

##### ○評価要件(品確法第21条第1項):

- ①発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
- ②法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
- ③その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

##### ○概要

発注関係事務(積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等)を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる条件を備えているか、評価要件を用いて評価。

#### 【品質確保に関する推進協議会】

- ・学識経験者(5名)
- ・国土交通省 中部地方整備局
- ・岐阜県 静岡県 愛知県 三重県  
名古屋市 静岡市 浜松市

品質確保に関する推進協議会  
(第2回 H27.3.5)

#### <評価>

公正な立場で継続して、  
円滑に発注関係事務を  
遂行できる組織

認定

### 発注者支援機関(H27.3.6)

#### ○認定機関[土木]

- (公財)岐阜県建設研究センター
- (公財)愛知県都市整備協会
- (公財)三重県建設技術センター
- (一社)中部地域づくり協会

#### ○認定機関[建築]

- (公財)岐阜県建設研究センター
- (一財)静岡県建築住宅  
まちづくりセンター
- 愛知県住宅供給公社
- (公財)三重県建設技術センター
- (一社)中部地域づくり協会

活用

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体